

今月の安全運転管理

一丸となって 取り組もう 交通安全運動

①交通安全運動を盛り上げよう

高齢者交通安全週間【9月14日(土)～9月20日(金)】

秋の全国交通安全運動【9月21日(土)～9月30日(月)までの10日間】

※県内一斉大監視 9月26日(木)午後4時～午後6時

- 歩行者保護を徹底しよう
- 事業所独自の活動を実施しよう

②安全運転励行の確認

- 同乗指導を実施しよう



歩行者との事故を 防止しよう

九月十四日～九月二十日は、高齢者交通安全週間です。また、九月二十二日～三十日まで秋の全国交通安全運動が実施されます。

事業所でも、運動期間中の交通安全意識の高揚を図るとともに、とくに交通弱者である歩行者の保護に取り組みましょう。

子供・高齢者の事故は、いずれも自宅の近くで発生しています。子供は遊びなどに夢中になっていると車の接近に気づかず飛び出してくることがあります。一方、高齢者は、横断歩道まで歩くのが億劫と考え、横断歩道外横断をしていくことがあります。こうした特徴をしっかりと周知しておきましょう。そして、学校や公園、病院等の周辺や生活道路といった歩行者の行き来の多い場所では、とくに慎重な運転を心掛けるよう指導しておきましょう。

事業所独自の活動を 実施しよう

交通安全運動の期間中に、事業所独自の活動を実施してはいかがでしょうか。

ある事業所では、交通安全運動の初日と最終日に、従業員が通用門でのぼり旗を掲げて街頭広報を行い、通勤してくる従業員や通行する車両に対して、交通安全を呼び掛けています。

また、警察や保険会社から講師を招き、交通安全講話を実施している事業所もあります。

こうした活動は、従業員の交通安全の意識づけに非常に効果的です。多くの従業員が参加できる活動を実施してください。

同乗指導を実施しよう

日々、運転していると、いつの間にか危険なクセが身についてしまっていることがあります。これを放置していると、事故につながるおそれがあるため、同乗指

導を実施してクセを修正しましょう。

一時停止の標識のある場所でしっかりと一時停止ができていないか、歩行者優先ができていないか、スピードは出しすぎていないか、イエローストップができていないかなど、基本的な安全運転ができていないかチェックします。

課題が見つかった従業員に対しては、修正点を指導して、後日、改善できているか確認しましょう。

管理者一人で全ての従業員の同乗指導を行うことは困難です。チェックするポイントをまとめた資料を準備して、同乗指導を分担できるようにしておきましょう。

